

愛陶工ギャラリー 利用案内

(貸出施設)

ギャラリーは、愛陶工会館 1 階にある、展示スペースをいう。なお、名称は以下のとおりとする。

名 称	場 所	展示台及び展示面積
愛陶工ギャラリー	ギャラリー 1	高さ(800)×奥行(800)×横幅(11,765)・7.5 m ²

(利用対象者)

ギャラリーの利用対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 組合員
- (2) 瀬戸地区等で陶芸及びその他工芸等に携わっている者

(利用申込)

ギャラリーの利用を希望するものは、ギャラリー利用申込書(様式—1)に必要事項を記入の上お申込みください。申込みは利用開始の3ヶ月前から受付けます。ただし、キャンセルについては、1週間前までとし、それ以降は、キャンセル料として、利用料の30%をいただきます。なお、組合に特別な事情が生じた場合には、利用を断り、または中止していただく場合があります。

(利用期間)

ギャラリーの利用期間は、1回の申し込みにつき1ヶ月を最長とする。展示作業、撤去作業も開館日の開館時間中に行うものとする。

※開館時間 10:00～17:00

※休 館 日 組合の夏季休暇及び年末年始、その他組合が定める休館日

(展示品の管理)

搬入・搬出および利用期間中の展示品の管理については、利用者の責任において行うものとし、期間終了後は速やかに撤去すること。

(利用料金)

申し込み時に下記に定めるとおりの利用料を全額払い込むものとする。

組合員	1,000 円(税別)	1 日あたり
員 外	2,000 円(税別)	1 日あたり

(禁止事項)

ギャラリーの利用権の転貸、譲渡は禁止いたします。また、ギャラリーご利用にあたり、大音量・振動を発生するもの、飲食、飲酒、火気の使用、喫煙、その他公序良俗に反する行為は禁止いたします。このような事があった場合、利用を中断してもらいます。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力)に該当・関与している方のギャラリーの利用はお断りさせていただきます。

(損害賠償)

利用者が、ギャラリーを破損させた場合、組合の指示に従いこれを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、組合が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

展示物・掲示物の破損、盗難等についての責任は、組合では一切負わないものとする。また、催事内容の宣伝及び広告等については、利用者が行う。

様式 - 1

平成 年 月 日

愛知県陶磁器工業協同組合 御中

申込者 印

住所

T E L

F A X

ギャラリー 1 利用申込書

項目	内 訳
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
展示物	

所定の利用料金を添えて、ギャラリー 1 の利用を申し込みます。

尚、ギャラリー 1 を利用するにあたり、愛陶工ギャラリー利用案内を遵守します。